

# 全 員 協 議 会 次 第

日 時 平成 23 年 9 月 13 日 (火)  
本会議終了後  
場 所 第 1 ・ 第 2 委員会室

## 【 協議事項 】

- (1) 電子入札の導入について
- (2) 盛岡市納税推進センターの開設について

電子入札の導入について

平成 23 年 9 月 13 日

財 政 部

平成 23 年 10 月以降の公告分から、格付け等級 A・B 級対象の工事及び建設関連業務委託の入札に電子入札を導入する。

1 電子入札導入の目的

(1) 公正な入札

設計図書などの配付や質問書及び応答書のやり取りを、各事業者が日常的に利用しているインターネットを介して簡便かつ適正に行うことで、入札参加業者同士が顔を合わせる機会や職員と業者が接触する機会が減少するため、談合等の不正行為の防止が図られる。

(2) 透明性・競争性の促進

電子入札システムにより幅広く工事等の入札情報を開示することで、透明性の確保と事業者の入札参加の機会が拡大され、競争性が促進される。

(3) 利便性の向上（移動コストや環境負荷などの削減）

事業者においては、インターネットを利用した入札の手続き、応札となることから、直接市役所まで足を運ぶ必要がなく、時間的拘束から開放され、交通費や人件費などの経費節減が可能となり、利便性が向上する。

(4) 業務の効率化・迅速化（行政サービスの向上）

入札や入札結果・契約内容の公表に関する業務の効率化・迅速化が図られる。

2 電子入札システムの導入方針

(1) 費用対効果の面で有利である A S P（Application Service Provider）方式のシステムを採用する。また、セキュリティに配慮し、市と A S P 事業者間は L G W A N 回線で接続する。

(2) 電子入札コアシステムは、事実上の標準システムであり、国や岩手県をはじめ多くの自治体で採用している（財）日本建設情報総合センター製を採用する。このことにより、国や岩手県の電子入札参加業者は、市の電子入札に参加するための新たな投資や技術の習得が不要である。

3 電子入札対象の範囲及び導入時期

平成 23 年 10 月 1 日以降の公告分から実施を予定。

(1) 平成 23 年度は工事 A・B 級及び建設関連業務委託で実施する。

業者説明会は 9 月 21 日、22 日を予定。

(2) 格付等級 C 級対象工事及び格付け等級なしの業務については、周知を図りながら、平成 24 年度からの実施を予定する。対象範囲拡大に向けた事業者説明会は、24 年 2 月頃に開催を予定する。

<導入予定表>

対象	平成23年度		平成24年度	
	上期	下期	上期	下期
工事 甲A・B級 乙・丙 建設関連業務委託	設計図書の電子閲覧（全面運用）	説明会・利用者登録	・入札情報公開システム運用 ・電子入札システム運用	
工事 甲C級 格付なし		・入札情報公開システム運用	説明会・利用者登録	・入札情報公開システム運用 ・電子入札システム運用

4 事業費

・電子入札システム導入経費

予算額 7, 168 千円 (初期導入及び初年度運用経費)

・既存システム改修経費 (上下水道局契約事務の統合にかかる改修経費を含む)

予算額 11, 540 千円

(電子入札対応 5,970 千円, 上下水道契約システム統合 5,570 千円)

5 電子入札システムに係る業者選定

・選定業者 (株) 日立情報システムズ東北支社

盛岡市納税推進センターの開設について

平成 23 年 9 月 13 日

財 政 部  
市 民 部

1 目 的

現年度課税分の滞納整理を徹底することにより、現年度分の収納率向上、収納額の増加及び滞納繰越額の圧縮につなげていくため、センターを開設し現年度課税分の早期収納を促す。

2 内 容

センター業務を民間業者に委託し、オペレーターから納付が遅れている納税者（納期限後約 30 日以上経過した者）に対して「盛岡市納税推進センター」名で電話をかけ、納税の呼びかけを行う。

(1) 業務開始

平成 23 年 10 月 3 日(月)

(2) 開設場所

玉山総合事務所 1 階 旧会計課

(3) 委託業者

株ベルシステム 2 4

(4) 運営体制

管理者 1 名, オペレーター 2 名

(5) 業務時間

平日・日中 (4 日/週) 月～水・金 9 : 00～17 : 00

平日・夜間 (1 日/週) 木 13 : 00～20 : 00

休日 (土・日各 1 日/月) 9 : 00～17 : 00

(6) 対象税目

市・県民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税, 国民健康保険税

(7) 対象滞納事案

市内及び近隣町村在住者で、現年度分のみの滞納事案で 1 期 30 万円未満の者。ただし、国民健康保険税は、現年度及び前年度の滞納事案で 1 期 30 万円未満の者。

(8) 対象件数

一般税 約 23, 000 件 (納税課分)

国民健康保険税 約 22, 000 件 (健康保険課分)

計 約 45, 000 件

3 事業費(概算)

平成 23 年度 12, 850 千円

平成 24 年度以降 14, 045 千円

4 開設効果

催告後1ヶ月以内の納付増加予測(年間合計) 滞納者件数 7,200件  
滞納額 80,000千円

徴収担当職員が滞納繰越事案等に注力できることから、効率的な収納業務の確保と滞納繰越分も含めた収納率全体の向上が期待できる。

5 今後の予定

9月15日号の広報もりおか及びウェブもりおかへ掲載する外、支所を含めた窓口に開設周知リーフレットを配置して市民に周知を図る。